

# 令和5年第7回さつま町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月20日(木) 午前9時30分～11時10分
- 2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室
- 3 出席者

(1) 農業委員 (9名)

1番 豊増 文夫	<del>2番</del>
3番 山内 美千代	4番 前野 浩司
5番 田畑 和成	6番 赤崎 敬一郎
7番 小西 義彦	8番 南原 奈美子
9番 吉留 義晃	10番 池山 準一

(2) 推進委員 (24名)

11番 下市 博彰	12番 甫立 浩二	13番 野間 菊昭
14番 山崎 博文	15番 久保 齒 貴政	16番 宮崎 栄
17番 内村 正二	18番 三腰 修一	19番 竹井 好博
20番 長野 壯二	21番 濱田 誠	22番 徳留 伸一
23番 東條 好廣	24番 満園 和徳	25番 栗野 一三
26番 堀之内 睦	27番 上屋敷 守	28番 大迫 勝哉
29番 竹之内 重則	30番 山口 治幸	<del>31番</del>
32番 楠元 伸一	33番 肝付 兼久	34番 坂元 智一
35番 小坂 和良		

(3) 職員 (6名)

事務局長	松山 明浩
主幹兼農地係長	小田 寿幸
農地係主査	堀口 浩二
農政課農業政策係主事	永江 優理
担い手育成支援室長	山口 良浩
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

- 4 欠席農業委員 (1名)  
2番 坂元 兼一

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可(農委)申請について (6件)
- (2) 議案第2号 農地法第4条許可申請について (1件)
- (3) 議案第3号 農地法第5条許可申請について (5件)
- (4) 議案第4号 農業振興地域内農地利用計画の変更案に係る意見について (2件)
- (5) 議案第5号 農用地利用集積計画について (18件)
- (6) 議案第6号 非農地証明願について (2件)

6 その他

事務局長 　　ただ今から令和5年第7回総会を開会いたします。  
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　(あいさつ)

事務局長 　　ありがとうございました。  
それでは、本日の出席人員報告をいたします。  
本日は、2番坂元委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は10名中9名で定足数に達していますので、総会は成立しております。  
また、推進委員25名のうち、31番下境田委員から欠席の申し出がありましたので、24名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。  
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いいたします。

議長(会長) 　　それでは、審議を開始します。  
本日の議事録署名者の指名をいたします。  
議事録署名者は、5番田畑和成委員、6番赤崎敬一郎委員をお願いいたします。  
なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いいたします。  
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。  
　　(なしの声あり)  
無いようですので、会務報告を終わります。  
  
それでは、1ページから3ページ、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口) 　　　　議案第1号「農地法第3条許可申請について」について説明  
7-1番  
所在：平川字 [ ] 番、田、農振農用地区域内、447㎡、所在：平川字 [ ] 番、田、農振農用地区域内、898㎡、所在：平川字 [ ] 番、田、農振農用地区域内、1,283㎡、所在：平川字 [ ] 番、田、農振農用地区域内、225㎡、所在：平川字 [ ] 番、田、農振農用地区域内、777㎡、贈与による所有権移転  
7-2番  
所在：二渡字 [ ] 番12、田、農振農用地区域内、242㎡、贈与による所有権移転  
7-3番  
所在：泊野字 [ ] 番1、田、農振農用地区域内、1,516㎡、所在：泊野字 [ ] 番1、田、農振農用地区域外、26㎡、所在：泊野字 [ ] 番1、田、農振農用地区域内、1,256㎡、所在：泊野字 [ ] 番1、畑、農振農用地区域外、913㎡、所在：泊野字 [ ] 番1、畑、農振農用地区域内、391㎡、所在：泊野字 [ ] 番、畑、農振農用地区域内、342

- 事務局  
(堀口) m<sup>2</sup>、所在：泊野字 [ ] 番、畑、農振農用地区域外、610 m<sup>2</sup>、所在：泊野字 [ ] 番 1、田、農振農用地区域外、277 m<sup>2</sup>、所在：泊野字 [ ] 番 1、田、農振農用地区域外、812 m<sup>2</sup>、所在：泊野字 [ ] 番 1、田、農振農用地区域内、430 m<sup>2</sup>、贈与による所有権移転  
7-4 番  
所在：柏原字 [ ] 番、畑、農振農用地区域外、1,277 m<sup>2</sup>、贈与による所有権移転  
7-5 番  
所在：求名字 [ ] 番 15、田、農振農用地区域内、1,322 m<sup>2</sup>、所在：求名字 [ ] 番 1、田、農振農用地区域内、2,793 m<sup>2</sup>、贈与による所有権移転  
7-6 番  
所在：中津川字 [ ] 番、畑、農振農用地区域外、540 m<sup>2</sup>、所在：中津川字 [ ] 番、畑、農振農用地区域内、446 m<sup>2</sup>、所在：中津川字 [ ] 番 4、畑、農振農用地区域外、165 m<sup>2</sup>、所在：中津川字 [ ] 番 3、畑、農振農用地区域外、178 m<sup>2</sup>、所在：中津川字 [ ] 番、畑、農振農用地区域外、771 m<sup>2</sup>、贈与による所有権移転
- 議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。7-1 番、お願いします
- 19 番委員 [ ] さんと [ ] さんは兄弟でありまして、[ ] さんが年を取ったから一番下の弟に任せるということで話がまとまったそうでございます。また、田んぼも構造改善の後で、境界、進入路もしっかりしておりました。また、5年くらい前から、[ ] さんが会社を定年退職されまして耕作されております。何ら問題はありませんでした。よろしくをお願いします。
- 議長 7-2 番、お願いします。
- 22 番委員 [ ] さんは [ ] さんのおじにあたる親戚関係です。田んぼは 3 筆が一つの田んぼになっていて、その一つが [ ] さんの名義になっていまして、ゆくゆくは一つにしたいということもありました。境界、進入路ははっきりしていて、[ ] さんが田んぼは長年管理をされております。本年も耕作が済んでしっかりされておりますので、問題は無いと思います。よろしくをお願いします。
- 議長 7-3 番、お願いします。
- 18 番委員 [ ] さんと [ ] さんは親子でありまして、今まで [ ] さんが田んぼなど耕作されていたんですが、今回、[ ] さんが職場を定年退職されまして、もう子供さんに譲るということで話がまとまったようです。今まで耕作をされていたので、境界などははっきりしておりましたので、よろしくお願いたします。
- 議長 7-4 番、お願いします。
- 27 番委員 [ ] さんと [ ] さんは親戚関係です。[ ] さんは薩摩川内市 [ ] で農業法人をやっているらしいです。果樹、野菜などを作っているらしいです。さつま町では、かけてきて野菜を作るということでした。進入路、境界、排水等は何ら問題無かったようです。以上です。

議長

7-5 番、お願いします。

29 番委員

■■■■さんは■■■■君のおばになります。■■■さんのご主人が亡くなってから、ここ10数年、■■■君がずっと水田は管理していました。今回、■■■さんが高齢で、後継ぎもいないということで、■■■君に譲りたいということで申出があったようです。境界等、全く問題ございませんでした。よろしく願いいたします。以上です。

議長

7-6 番、お願いします。

33 番委員

■■■■さんと■■■■さんは親子関係にあります。地番の■■■番の畑は、周りが■■■さんの畑なんですけれども、牧草を植えてあって、境界ははっきりしませんでした。でも、周りが■■■さんの土地ということで、何ら問題無いと思われまます。その他の畑につきましては、進入路、境界等はしっかりしていて、問題無かったです。以上で報告を終わります。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の7-1番から6番については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の7-1番から6番については、許可することに決定いたします

次に、4ページ、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の7-1番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(小田)

議案第2号「農地法第4条許可申請について」の7-1番について説明  
所在：宮之城屋地字■■■■番2、畑、農振農用地区域外、1,324㎡、地種：第3種農地、形態：転用、用途：貸駐車場用地、施設：貸駐車場、施設面積：1,324㎡、申請地に貸駐車場を設置したい。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

11 番委員

申請地は、■■■■の道路を挟んで隣接している場所でございます。駐車場を設置したいということで、現地調査をしましたところ、既に駐車場で利用されておりましたので、申請人に始末書の提出をお願いしてあります。駐車場は、境界から約1メートル離して、道路側に庭木を植えて、勾配をとられるそうです。車のスペースはロープで印を付けて駐車をするように考えておられるようです。境界、進入路、雨水の排水につきましては、何ら問題はございませんでした。以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

- 事務局  
(小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明  
総合意見としまして、許可(追認)相当。申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第4条許可申請について」の7-1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の7-1番は、許可することに決定いたしました。
- 次に、5ページ、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-1番を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局  
(小田) 議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-1番について説明  
所在：船木字■■■■番3、畑、農振農用地区域外、1,015㎡のうち496㎡、所在：船木字■■■■番3、畑、農振農用地区域外、1,015㎡のうち152㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅・進入路、施設面積：95㎡、申請地を借り受け、一般住宅を建築し、進入路を設置したい。
- 議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。
- 16番委員 申請地の場所は、東、北、南を宅地に囲まれまして、西側が町道に面して、そこへの進入路も■■■さんの土地で、■■■さんと■■■さんは親子にあたる関係であると思われまして、排水、境界杭は確実に打たれておりまして、別段、問題はありません。以上です。
- 議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局  
(小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明  
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。
- 6番委員 一般住宅の場合は500㎡未満で許可ということですが、進入路はどれだけの面積までとっていいとか、どこまでの範囲なら認めるとか、進入路については基準的なものがあるんでしょうか、お尋ねしたいと思います。
- 事務局  
(小田) 進入路に限らず、やはり、必要な面積のみ農地転用するということなので、無駄な面積があれば、そちらはそぎ落としていただくよう、申請者にお願ひしていくこととなります。特に、何㎡ないといけない、何㎡あるか

- 事務局  
(小田) らいけないということはないんですが、やはり、ものすごく広ければ、他の関連事業において許可に値する場合もあるかと思いますが、なかなかそういうのは難しいのかな、無いのかなと思います。以上です。
- 議長 よろしいですか。他にありませんか。  
(なしの声あり)  
他にないようですので、それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-1番は、許可することに決定いたしました。
- 次に、5ページ、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-2番を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局  
(小田) 議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-2番について説明  
所在：■■■■番1、畑、農振農用地区域外、481㎡、地種：第3種農地、  
形態：転用、用途：建売住宅用地、施設：建売住宅、施設面積：108.68㎡、  
申請地を譲り受け、建売住宅を建築したい。
- 議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。
- 12番委員 申請地は■■■■公民会の中に所在をしております。平成6年7月、都市計画画法により換地処分を受けたものの1筆であります。境界は塀ブロックやコンクリート塀に囲まれておりまして、特に支障は無いように思えました。また、進入路も完備されておりましたので、今後の住宅建築についての処理水は、合併浄化槽を設置し、また、雨水は町道に付随した水路に放流したいということをお考えおられるようであります。そういうことから、特に指摘するようなことは無いように思いました。よろしく願いいたします。
- 議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局  
(小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明  
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-2番は、許可することに決定いたしました。

議長

次に、5 ページ、議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 7-3 番、4 番を議題といたします。

なお、7 ページ、議案第 4 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番、2 番は関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(小田)

議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 7-3 番、4 番について説明

7-3 番

所在：柏原字 [ ] 番 1、畑、農振農用地区域内、1,419 m<sup>2</sup>、地種：農振農用地、形態：転用、用途：牛舎等用地、施設：牛舎・飼料置場、施設面積：996 m<sup>2</sup>

7-4 番

所在：柏原字 [ ] 番、畑、農振農用地区域内、1,406 m<sup>2</sup>、地種：農振農用地、形態：転用、用途：牛舎等用地、施設：牛舎・飼料置場、施設面積：996 m<sup>2</sup>

関連部分の 7 ページ、議案第 4 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番、2 番説明

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

26 番委員

7-3 番について、[ ] さんは、お母さんのときから、もう 30 年近く、[ ] に耕作してもらっておりました。[ ] から、ここに牛舎を建築したいので売ってほしいと話があり、自分は貸借はしたんですが、耕作はできないため売ることにしたそうです。他にも農地はあるんですが、農地中間管理機構と契約し使っているそうです。

7-4 番について、[ ] さんは、昨年、[ ] の現在の牛舎の隣の土地と交換した場所で、売買の話があったので、自分は農業はしないことから、売ることにしたそうです。付近一帯は [ ] が耕作していることから、境界は確認できませんでしたが、申請人の代理の方が、ここからここまでというふうに、建設予定地を明示してありました。また、道路に面しているために進入路は問題無いと思います。書類審査のときに質問がありました堆肥の処理の問題とし尿処理の問題ですが、今回の申請は 120 頭と頭数が多いために、尿は堆肥を作るときに、敷料に混ぜて一緒に抜気するために垂れ流しにはならないとのことでした。以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局  
(小田)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明  
総合意見としまして、許可相当。ただし、申請地について、用途区分変更の決定があった場合に限る。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

なお、本件は、農振農用地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。

議長

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-3番、4番は、用途区分変更を条件に、許可することに賛成の方、併せて、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番、2番は、用途区分変更を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-3番、4番は、用途区分変更を条件として、許可することに決定いたしました。また、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番、2番は、用途区分変更を承認することに決定いたします。

なお、本件は、農振農用地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。

次に、6ページ、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-5番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(小田)

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-5番について説明  
所在：山崎字■■■■番10、畑、農振農用地区域外、183㎡、地種：第2種農地、所在：山崎字■■■■番2、畑、農振農用地区域外、104㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：太陽光発電施設用地、施設：太陽光発電施設、施設面積：412.59㎡、申請地を譲り受け、隣接する土地を一体利用して太陽光発電施設を設置したい。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

20番委員

この土地は、昔、水害によって水没して、その後を嵩上げた土地であります。渡人の■■■さんは現在、薩摩川内市に住まわれており、この土地の利用法を考えておられたところ、この太陽光発電の話があり、現在に至っております。現地確認をしたところ、長いこと経つものですから境界が分からなくなっていたため、境界の復元をお願いすることでした。雨水は隣接の土地へ流れ込まないようにするようにお願いしました。以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局  
(小田)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明  
総合意見としまして、許可相当。申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-5番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-5



議長

番は、許可することに決定いたしました。

次に、8 ページから 9 ページ、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の農用地利用集積計画書、集積計画総括表（所有権の移転）について事務局の説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の 8 ページ、農用地利用集積計画書、9 ページ、集積計画総括表（所有権の移転）について説明

議長

それでは、10 ページ、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 7-1 番を議題といたします。

本件は、本日、出席されている農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件であります。

■■■■委員の退室をお願いします。(■■■■委員退室)

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の 10 ページ、7-1 番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

無いようですので、それでは採決いたします。議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 7-1 番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 7-1 番については、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。(■■■■委員入室)

次に、11 ページ、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農用地利用集積計画総括表（中間管理権及び利用権の設定）について事務局の説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の 11 ページ、農用地利用集積計画総括表（中間管理権及び利用権の設定）について朗読及び説明

議長

それでは、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定を議題といたします。

本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が 3 件ありますので、その案件を先に審議いたします。

まず初めに、12 ページ、7-2 番を議題といたします。

■■■■委員の退室をお願いします。(■■■■委員退室)

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 12 ページ、7-2 番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 5 号「農用地利用集

議長

積計画について」の貸借権設定の 7-2 番について、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 7-2 番については、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。(■■■■委員入室)

次に、15 ページ、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 7-16 番を議題といたします。

■■■■委員の退室をお願いします。(■■■■委員退室)

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 15 ページ、7-16 番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 7-16 番について、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 7-16 番については、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。(■■■■委員入室)

次に、15 ページ、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 7-17 番を議題といたします。

■■■■委員の退室をお願いします。(■■■■委員退室)

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 15 ページ、7-17 番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 7-17 番について、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 7-17 番については、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。(■■■■委員入室)

次に、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 12 ページから 15 ページのうち、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。事務局の議案の説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 12 ページから 15 ページのうち、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、16 ページ、議案第6号「非農地証明願について」を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(小田)

議案第6号「非農地証明願について」説明

7-1 番

所在：求名字 [ ] 番 1、田、農振農用地区域外、1,104 m<sup>2</sup>、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地

7-2 番

所在：中津川字 [ ] 番 1、田、農振農用地区域外、4,190 m<sup>2</sup>、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地

議長

ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果の報告をお願いします。7-1 番、お願いします。

30 番委員

この田んぼは、長年耕作してなくて、日当たりも悪く、耕作するには難しいようなところでした。 [ ] さんはサラリーマンで、農業はされていませんので、後は何もやらないような感じで、原野と判定いたしました。

議長

7-2 番、お願いします。

33 番委員

この場所は、薩摩支所から、橋を渡りまして中津川のほうに行ってすぐ、急な坂を昇って降りたところになります。場所は迫で、北側、南側は崖地の木が被っていて、日照の問題もあり、湿田で、常時水が溜まっている状態でした。 [ ] 君のお父さんが耕作をされていて、もう 10 何年前にお父さんが亡くなってから、耕作をしていないということでした。また、 [ ] 君以外の田んぼもあるんですけども、全て耕作をされていない状態でした。また、復元するには排水対策をしっかりとしないと使用できないということで、原野と判断いたしました。以上です。

議長

ただ今の議案説明及び現地調査報告について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第6号「非農地証明願について」の 7-1 番から 2 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第6号「非農地証明願について」の 7-1 番から 2 番は、妥当とすることに決定いたします。

議長	<p>次に、「議題」(7) その他ですが、委員の皆様より「議題」はありますか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>事務局より、何か議題はありますか。</p> <p>(ありません。)</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。</p> <p>次に、会次第6の「その他」で、委員の皆様より、何かありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>事務局より事務連絡はありませんか。</p>
事務局	<p>(事務局より協議・連絡事項あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動記録の徹底について(未作付け水田に注意)</li> <li>・農家アンケートについて(情報利用同意書の追加)</li> <li>・非農地調査(オレンジ用紙)の提出について</li> <li>・退任される委員への連絡(活動記録、引継書など)</li> <li>・農業委員会歓送迎会の開催について</li> <li>・再任される委員へ連絡(8月30日開催の地区別研修会)</li> <li>・積立金返金等について</li> </ul>
議長	<p>ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。</p> <p>無いようですので、以上をもちまして令和5年第7回総会の全てを終了いたします。</p> <p>今月末で退任される委員の皆さんには、農業委員会の活動に対しまして、多大なご尽力をいただき、本当にありがとうございました。今後、健康に留意され、ご活躍されることを願っております。本当にありがとうございました。</p>
事務局長	<p>総会の閉会にあたりまして、ここで、今月末をもってご退任される委員の皆様へ、一言、ごあいさつをいただきたいと思っております。</p>
退任する農業委員等	<p>(令和5年7月末をもって退任する農業委員等のあいさつ)</p>
事務局長	<p>ご退任される委員の皆様、これまで永きにわたりご活躍いただき、本当にありがとうございました。引き続き、本町の農業・農村の振興に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼</p>

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員